

淡路広域水道企業団水道管破損損害費用請求額算定基準

平成 24 年 5 月 1 日
告 示 第 3 号

改正 平成 26 年 1 月 7 日 告示第 1 号
平成 27 年 3 月 27 日 告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 淡路広域水道企業団の水道管を破損させた場合において、公道等における第三者による水道管破損等に伴う損害賠償金の取扱規程（平成 24 年淡路広域水道企業団管理規程第 2 号）第 4 条の規定に基づき、復旧等に要した工事費等を負担させるべき金額（以下「損害費用」という。）の算定に当たっては、この基準に定めるところによる。

(損害費用の費用負担)

第 2 条 費用負担の内訳は、次に掲げるとおりとし、損害費用は、その合計額とする。

- (1) 施設の復旧費
- (2) 緊急事故処理費
- (3) その他費用

(損害費用の算出基準)

第 3 条 損害費用の請求額は、次のとおり定める。

- (1) 施設の復旧費

当該工事の復旧費は、算定基準単価に基づく材料費、労務費、路面復旧費及び諸経費等施工に要した工事費の実費を請求額とする。

- (2) 緊急事故処理費

ア 現場調査及び監督費

当該修繕工事の発生により復旧工事に要した職員の現場調査及び工事監督に出勤した一切の経費とする。

イ 損失水量

破損により流出した水量及び復旧工事完了後に洗管作業に要した水量を損失水量とし、口径別に別表第 1 のとおり定める。

料金は、淡路広域水道企業団水道事業給水条例（平成 21 年淡路水道企業団条例第 5 号）第 24 条に規定する別表第 2 の臨時用を適用し、算出した金額とする。

この場合において、算出した金額には消費税等相当額（同表に掲げる合計金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づく消費税率及び当該税率に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく地方消費税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額。（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)) を加える。

- (3) その他

水道管破損等に伴い企業団が第三者に支払う損害賠償金額及び訴訟等並びに業務委託費等の費用とする。

(破損原因認定措置)

第4条 現場の破損状況により、第2条第2号に規定する緊急事故処理費は、別表第2に定める認定率によるものとする。

附 則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月7日告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の淡路広域水道企業団水道管破損損害費用請求額算定基準第3条の規定は、この告示の施行の日以後の損害費用の算出から適用し、同日前の損害費用の算出については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月27日告示第1号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緊急事故処理費明細

口径 mm	水量 m ³	料金（税抜） 530円/m ³	労務費 （企業団対応員）	経費	合計金額 円	備考
13	3	1,590	兵庫県土木工事積算単価表における特殊作業員単価（最新単価）を8時間で割り戻した時間当たり単価を適用する。 実働時間は30分を単位として計算する。 ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	労務費の20%とする。 ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	料金＋労務費＋経費の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。	
20	7	3,710				
25	11	5,830				
30	17	9,010				
40	28	14,840				
50	44	23,320				
75	95	50,350				
100	170	90,100				
125	265	140,450				
150	382	202,460				
200	678	359,340				
250以上	1,060	561,800				

※ 口径50mm以上は、排水作業を行った場合は排水作業費明細により定めた額を加えるものとする。

排水作業費明細

排水作業1箇所1時間当たり

水量 m ³	料金（税抜） 530円/m ³	労務費 （企業団対応員）	経費	合計金額 円	備考
28	14,840	別表第1で定めた労務費の算定により計上。	別表第1で定めた経費の算定により計上。	別表第1で定めた合計金額の算定により計上。	

※ ドレン排水・消火栓排水等での排水を標準とし、口径40mm水量を適用

別表第2（第4条関係）

認定率

1	連絡、立会い等全くない場合	100%
2	立会いの上指示に従わなかった場合	100%
3	連絡又は立会いをしているにもかかわらず、原因者の不注意と思われる場合	100%
4	連絡はなかったが明らかに不可抗力と思われる場合	50%
5	連絡、立会い等があり、かつ、明らかに不可抗力と思われる場合	0%
6	その他企業長が特に認めた場合	0%